

社会福祉施設（事業所）の代表者様

社会福祉法人 福井県社会福祉協議会
事務局長 島田 英夫
(公印省略)

令和3年度「義務教育教員免許志願者に対する社会福祉施設等における介護等体験」
の実施に伴う学生の受入れについて（依頼）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、みだし事業につきましては、法に基づき、教員の資質向上及び学校教育の一層の充実を図るために、小・中学校の教員免許取得に際し義務付けされており、本会が、その体験受入にかかる調整を行っております。

つきましては、本事業の趣旨をご理解いただき、貴施設（事業所）における当該学生の受入れについて、是非ともご協力いただきますようお願いいたします。

なお、学生の受入れについてご協力いただける場合は、別添要綱および下記の点にご留意の上、受入計画書をご提出くださるよう併せてお願いいたします。

記

【受入れおよび計画書の提出について】

- 1 実施期間 令和3年7月5日（月）～令和4年2月25日（金）
- 2 提出期限 令和3年5月14日（金）必着 [期限厳守]
- 3 提出書類 介護等体験年間受入計画書（様式2-①、2-②）
※上記様式は、別添「関係資料・様式集」の該当ページをコピーいただくか、
本会ホームページ（「トピックス」→「令和3年度義務教育教員免許志願者に対する社会福祉施設等における介護等体験の実施について」）からダウンロードしてください。
- 4 体験内容 実施要綱「6 介護等体験の内容等」のとおり
※具体的な体験内容が確認できるように受入計画書に記入してください。
- 5 その他
 - (1) 学生の体験先は大学の希望内容も配慮して調整し決定します。場合によっては、貴施設に学生を紹介できない場合もございますので、あらかじめご承知おきください。
 - (2) 新型コロナウイルス感染防止策について各大学に対して、学生の感染症対策について事前指導の徹底がされており、本会よりあらためて学生に対して指導するよう大学に通知します。
 - (3) 今後の新型コロナウイルス感染状況等を考慮し、実施期間など対応を変更することもありますので、あらかじめご了承ください。

【本件にかかるお問合せ先】

人材研修課 人材グループ 蟹瀬
〒910-8516 福井市光陽 2-3-22
TEL 0776-21-2294 / FAX 0776-24-4187
E-mail jinzai-center@f-shakyo.or.jp